

快適生活
環境保護

浄化槽 についての お知らせ

環境保全課
環境保全係
☎42・5891

守ろう 浄化槽の適正な 維持管理

浄化槽は下水道と同程度の
汚水処理性能を有しています。
しかし、正しい使い方と適正
な維持管理がなされないと、
本来の機能を十分に発揮でき
ません。浄化槽を設置してい
る人それぞれが、保守点検・
清掃・法定検査を行い、美し
い自然を守りましょう。

【保守点検】

定期的に行うことが義務付
けられています。専門知識を
持つ資格のある業者に委託し
ましょう。

【清掃】

年1回以上の実施が義務付
けられています。市長の許可

を受けた業者に頼みましょう。

【法定検査】

浄化槽の機能を確認する大
変重要な検査です。指定検査
機関の高知県環境検査セン
ター(☎088・860・24
00)で、年1回必ず受ける
ことが義務付けられています。

合併浄化槽補助 対象者追加募集

須崎市では、合併浄化槽の
設置に対して、予算の範囲内
で補助金を交付しています。

【申込期間】

10月9日(木)～17日(金)
(土・日・祝日を除く)
時間 午前8時30分～12時・
午後1時～5時15分

【申込方法】

補助金申込書に必要事項を
記入し、市税完納証明書を添
えて、環境保全課までご持参
ください。
申込書は環境保全課で配布
しています。須崎市ホームペー
ジからダウンロードすること
もできます。

【募集予定基数】

- 5人槽 4基
(1基分3万2千円)
- 7人槽 2基
(1基分4万4千円)

※申し込み多数の場合は抽選
になります。

【補助対象地域】

- 下水道の整備が当分見込まれ
ない認可区域(山手町・大間
西町・大間本町を除く)
- 漁業集落排水施設設置区域
以外の区域

【補助条件】

- 今年度中に浄化槽の設置を
完了し、平成27年3月20日
までに実績報告書を提出で
きる。
- 浄化槽設置工事を行ってい
ないこと(事前着工は認め
られません)。

新しく墓地等を
設置するには
市長の許可が
必要です



新しく墓地・納骨堂を設置
する場合は、許可が必要です。
事前に経営許可申請書に必要
書類を添付のうえ、環境保全
課に申請してください。

変更・廃止する際も許可が
必要ですので、事前に申請を
お願いします。

申請書類は環境保全課で配
布しています。須崎市ホーム
ページからダウンロードする
こともできます。

環境保全課 環境保全係

☎42・5891

8周年感謝セール

10月18日/19日

お買い上げ金額の半額相当の
金券プレゼント!!



BAKE SHOP
モンブラン

高知県須崎市西崎町6-1 TEL:0889-42-4738
営業時間:6:00~19:30(カフェは7:00~OS18:30)
定休日:毎週火曜日



焼きたてを、
真心こめて。